

[事案 2022-8] 入院給付金支払等請求

・令和4年8月25日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病により約2か月間入院したため、令和元年8月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約の解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

(1)契約時、募集人に対し、毎月通院し、病名は分からないが投薬を受けていること、耳の症状で約1週間入院したこと等を伝えたところ、「大丈夫、入れます」と言われたので告知書に記入しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知義務違反の原因となった病歴は、告知書に記載がない。
- (2)募集人は申立人から、鼻が悪く通院していること、肺のレントゲンで度々指摘を受けていることは聞いたが、右突発性難聴や身体表現性障害による受診歴は聞いていない。
- (3)募集人が、申立人の主張するような「大丈夫、入れます」との発言をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方で、募集人が申立人の主張するような病歴を聞いたことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。